

⑩ さいたま市図書館視覚障害者サービス要綱

改正 平成 19 年 11 月 29 日

(目的)

- 1 視覚障害者に対し、対面朗読、障害者サービス用資料等の貸出を行い、教育・調査研究等に資するとともに、市民生活に必要な情報を提供することを目的とする。

(対象者)

- 2 サービスを受けることのできるものは、次のとおりとする。
 - (1) 市内に在住・在学または在勤する視覚に障害のある者で、図書館長が適当と認めたもの
 - (2) 視覚障害者により組織されている福祉団体で、図書館長が適当と認めたもの

(利用登録)

- 3 サービスを受けることを希望する者は、本人または代理人が図書館長宛に申請（視覚障害者サービス利用登録申請書による）する。

(サービスの内容)

- 4 サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 対面朗読

イ 原則として図書館内で実施する

朗 読：資料変換者または図書館職員

時 間：開館時間内で原則として1回2時間

ロ 実施館は、対面朗読室がある次の図書館とする。ただし、その他の図書館でも適宜対応する。

中央図書館、北浦和図書館、東浦和図書館、大宮西部図書館、与野図書館、桜図書館

(2) 録音資料の貸出

イ 録音資料の貸出

対象資料：所蔵の録音資料（図書館作製録音資料、既製録音資料）および図書館相互貸借によるもの

貸出：原則として10タイトルまで2週間（郵送の場合は3週）とするが、申し出により、図書館長が適当と認めた場合は、この限りではない。

ロ 貸出方法は、来館および郵送貸出とする。

来館貸出は各図書館で行う。郵送貸出の申し込みは中央図書館、北浦和図書館、大宮図書館、与野図書館、岩槻図書館で受け付ける。

(3) 点字資料の貸出

イ 点字資料の貸出

対象資料：所蔵の点字資料および図書館相互貸借によるものとするが、申し出により、図書館長が適当と認めた場合は、この限りではない。

貸出：原則として10タイトルまで2週間（郵送の場合は3週間）

ロ 貸出方法は、来館および郵送貸出とする。

来館貸出は各図書館で行う。郵送貸出の申し込みは中央図書館、北浦和図書館、大宮図書館、与野図書館、岩槻図書館で受け付ける。

(4) 録音資料、点訳資料の作製

利用者の要望により、墨字資料から録音資料、点訳資料を作製する。

(5) レファレンス・サービス

図書館では、資料の問い合わせや調べ物の相談に応じる。

(6) その他

拡大読書器、音声読書機等を設置館で利用できる。

(資料変換者)

- 5 図書館に、通常な形態では図書館資料を利用できない利用者のために、読むことが可能な形態に資料を変換する業務に当たる音訳者、校正者、点訳者およびデジタル編集者等を置く。

(資料変換者の登録)

- 6 資料変換者は、図書館が行った講習会、および、その他各種団体が行った講習会を修了した者で、図書館長が資料変換者として認めた者で構成される。

(守秘義務)

- 7 サービスに携わる者は、利用者の個人情報了他に漏らしてはならない。また、このサービス業務に携わらなくなった後においても同様とする。

(委任)

- 8 この要綱に定めるもののほか、視覚障害者サービスに関する事項については、図書館長が決定する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 11 月 29 日から施行する。